

広島県告示第九百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十五年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二号	廿日市市桜尾二丁目八五八番六四五地先から廿日市市桜尾二丁目八五八番六四五地先まで	平成二十五年二月二日